



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *95 和歌山県立橋本体育館管理規則の一部を改正する規則 (住宅環境課)
 - *96 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)
- 告示
 - 1214 公共測量の実施 (技術調査課)
 - 1215 新道路の供用開始 (道路保全課)
 - 1216 道路の区域変更 (")
 - 1217 新道路の供用開始等 (")
 - 1218 高野口都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課)
- 公告
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 監査公表
 - 監査公表第35号
 - 監査公表第36号

規 則

和歌山県規則第95号

和歌山県立橋本体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立橋本体育館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立橋本体育館管理規則(平成11年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17号」を「第17号。以下「条例」という。」に、「第6条」を「第16条」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 許可なく物品の販売等を行うこと。

第4条第2項中「管理者」を「条例第4条に規定する指定管理者(橋本体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、第5条及び第7条第1項において同じ。)」に改め、同項第4号中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の2条を加える。

(体育館の損傷等の届出等)

第3条 橋本体育館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、橋本体育館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により橋本体育館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第5条から第9条までを次のように改める。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 収容人員は、それぞれの体育館施設の定員を超えないこと。

(2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。

(3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。

(4) 橋本体育館の施設に特別の設備を付加し、又は橋本体育館の施設の設備に変更を加えないこと。

(5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、体育館施設の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、橋本体育館の利用を終了したとき、又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請手続)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、別記様式によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 橋本体育館の運営管理に関する事業計画書
- (2) 橋本体育館の運営管理に関する歳入歳出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、条例第7条の規定による申請を求めるものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 橋本体育館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 橋本体育館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による橋本体育館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第10条から第15条までを削る。

第16条中「知事」を「知事又は知事」に改め、同条を第10条とする。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式 (第 8 条関係)

和歌山県立橋本体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県立橋本体育館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

和歌山県規則第96号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第1項」を「第4条第1項又は第2項」に、「知事」を「知事(条例第4条第1項の規定により指定管理者の許可を受けようとする場合にあっては、指定管理者)」に改め、同条第2項中「第4条第1項」を「第4条第1項又は第2項」に改め、「知事の」を削り、「知事」を「知事(指定管理者

が許可を行った港湾施設にあっては、指定管理者)」に改める。

第3条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

第4条及び第6条中「知事」を「知事(指定管理者が許可を行った港湾施設にあっては、指定管理者)」に改める。

第7条の見出しを「(港湾施設の使用制限基準)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第2項の規則で定めるものは、船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第1条第1項に規定する国際航海に従事する船舶(総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第4条第2項の規定の例により算定した数値にトンをつけて表したものをいう。)が百トン以上のものに限る。)であって、当該船舶について、油濁等による損害の賠償の義務若しくは措置の履行により船舶の所有者等に生ずる損害のいずれもてん補する保険契約等が締結されていない所有者等とする。

第7条の2中「別表」を「別表1及び別表2」に改める。

第8条を次のように改める。

(指定管理を行う港湾施設)

第8条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)は、次のとおりとする。

港 名	管理を行わせる港湾施設
加太港	加太緑地
文里港	- 2.0m物揚場、新庄物揚場、船揚場、取付護岸、第四道路護岸
日置港	- 2.5m物揚場、小型船舶泊地
宇久井港	- 2.0m物揚場

第10条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

第9条中「別表注5」を「別表第1注5」に改め、同条を第13条とする。

第8条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第14条の規定による申請書の様式については、指定管理者指定申請書(別記第12号様式)によるものとする。

2 条例第14条の規定による規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 指定港湾施設の管理に関する事業計画書
- 指定港湾施設の管理に関する歳入歳出予算書
- 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、

条例第14条の規定による申請を求めるものとする。

(指定管理者の事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は毎年度終了後40日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中で指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して40日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 指定港湾施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- 利用料金の収入の実績
- 指定港湾施設の管理に係る経費の収支状況
- 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定港湾施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(指定管理者の原状回復)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全

部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りではない。

(利用料金の告示)

第12条 条例第17条第3項の規定による承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金の額を告示するものとする。

別記第1号様式の3中「和歌山県知事 殿」を「様」に、

使用料金	※	円
------	---	---

使用料 ※ (利用料金)	円
--------------------	---

改める。

別記第7号様式の2中「和歌山県知事 殿」を「

様」に、

使用責任者氏名	※ 使用料金	円
---------	--------	---

使用責任者氏名	※ 使用料 (利用料金)	円
---------	-----------------	---

改める。

別記第8号様式中「和歌山県知事 殿」を「様」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第 4 条関係)

特別納付承認申請書

年 月 日

様

住所

氏名

印

下記のとおり、 港における港湾施設の使用料 (利用料金) の特別納付の承認を受けたいので、和歌山県港湾施設管理条例施行規則 (昭和32年和歌山県規則第 2 号) 第 4 条ただし書の規定により、申請します。

記

1	使用しようとする港湾	使用港湾施設名	
	施設の種別及び使用料 (利用料金) 予定金額	予定使用面積又は時間	
		予 定 使 用 料 (予 定 利 用 料 金)	円
2	港湾施設の使用予定日 時		
3	承認を受けようとする理由		
4	承認を受けようとする期間		
5	使用料 (利用料金) の納付方法及び納付時期		
6	その他参考となる事項		

別記第11条様式の次に次の1様式を加える。

別記第12号様式 (第 9 条関係)

県管理港湾施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第 2 号)第 9 条の規定により、県管港湾施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第84号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第9条の規定の例による。

告 示

和歌山県告示第1214号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

- 作業の種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 作業期間 平成17年8月25日から平成17年10月31日まで
- 作業地域
田辺市
日高郡みなべ町
西牟婁郡上富田町、日置川町
東牟婁郡那智勝浦町、熊野川町

和歌山県告示第1215号

平成13年和歌山県告示第830号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち橋本市大字東家字樋ノ下奥800番1地先から同市大字市脇字東善那714番5地先までの延長666.00メートルについては、平成17年8月23日から供用を開始した。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 480号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長 備 考	
			メー ト ル	メー ト ル

有田郡吉備町大字田口字上須谷141番地先から有田市宮原町大字須谷字高松372-8番地先まで	旧	5.50 ? 49.50	1,810.00	
同上	新	5.50 ? 49.50	1,810.00	
同上	新	16.50 ? 49.50	1,623.00	

和歌山県告示第1217号

平成17年和歌山県告示第1216号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年8月23日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

- 施行者の名称
高野口町
- 都市計画事業の種類及び名称
高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道
- 事業施行期間
自 昭和60年2月7日
至 平成23年3月31日
- 事業地
(1) 収用の部分
平成12年和歌山県告示第829号の事業地に大字応其字中谷、庵寺峯、平山を加える。
(2) 使用の部分
なし

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定

により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	那賀郡岩出町大字相谷字ノ谷 476番2、477番2、492番3、493番2、494番1、494番3、494番4、494番6、494番7、495番1、496番 那賀郡岩出町大字相谷字池ノ内 520番38、520番39、520番48、520番49
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市太田480番地の1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂

監査公表

和歌山県監査公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年8月1日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月23日

和歌山県監査委員 垣平高男
和歌山県監査委員 築野富美
和歌山県監査委員 山田正彦
和歌山県監査委員 坂本登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県立文書館	平成17年8月1日
和歌山県女性相談所	"
和歌山県立近代美術館	"
和歌山県立紀伊風土記の丘	"
和歌山県立和歌山高等学校	"
和歌山県立桐蔭高等学校	"
和歌山県立星林高等学校	"
和歌山県立和歌山商業高等学校	"
和歌山県立海南高等学校	"
和歌山県立青陵高等学校	"
和歌山県立和歌山第二工業高等学校	"
和歌山県立陵雲高等学校	"
和歌山県立和歌山ろう学校	"
和歌山県立紀伊コスモス養護学校	"
和歌山県和歌山東警察署	"
和歌山県和歌山北警察署	"
和歌山県海南警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年8月3日、4日及び5日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月23日

和歌山県監査委員 垣平高男
和歌山県監査委員 築野富美
和歌山県監査委員 山田正彦
和歌山県監査委員 坂本登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県立図書館	平成17年8月3日
和歌山県立博物館	"
和歌山県立自然博物館	"
和歌山県立西高等学校	"
和歌山県立北高等学校	"
和歌山県立向陽高等学校	"
和歌山県立東高等学校	"
和歌山県立和歌山工業高等学校	"
和歌山県立大成高等学校	"
和歌山県立和歌山盲学校	"
和歌山県立紀北養護学校	"
和歌山県消防学校	平成17年8月4日
和歌山県環境衛生研究センター	"
和歌山県動物愛護センター	"
和歌山県消費生活センター	"
和歌山県男女共生社会推進センター	"
和歌山県立仙溪学園	"
和歌山県子ども・障害者相談センター	"
和歌山県立有功ヶ丘学園	"
和歌山県工業技術センター	"
和歌山県立和歌山高等技術専門校	"
和歌山下津港湾事務所	"
和歌山県和歌山西警察署	"
海草振興局県民行政部	平成17年8月5日
海草振興局税務部	"
海草振興局健康福祉部	"
海草振興局農林水産振興部	"
海草振興局建設部	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県子ども・障害者相談センター

児童福祉施設負担金の収入未済額は、平成17年5月末現在で約3,247万円となっており、年々増加傾向にあり依然として未収金が多額に上っている。生活困窮者による長期継続滞納や納入義務者の所在不明など、徴収の困難な案件が多いと思われるが、戸別訪問等により未納者の実態を十分把握の上、増加傾向の原因分析をして対策を講じ、適切な指導を行うなどより一層の債権管理に努められたい。

また、入所時における納入義務者との意思の疎通を図りながら、きめ細かい納入指導により、今後とも新規未収金の発生防止にも努められたい。

海草振興局税務部

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約10億2,123万円と前年度末に比べ、約7,088万円の減少と

なった。

今後とも、継続的な交渉や資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、債権管理に努められたい。

個人県民税の未収金（特に、大口で悪質なもの）については、本年9月から来年の3月まで、地方税法第48条の規定に基づき、県が直接滞納処分を行い、また、平成18年度からは、「一部事務組合」の設置により、未収金徴収に重点的に取り組むこととしているなど、努力されているが、今後も収入確保に努められたい。

海草振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度で約631万円の未収金となっている。未収金は年々増加傾向にあり前年度末に比し約60万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度未償還金についても、本人の償還が困難な場合は連帯借主や連帯保証人にも償還を依頼し、給料日や早朝の集金、夜間訪問等引き続き厳格かつ組織的な債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。